

新型コロナウイルス感染症
支援ガイドブック Ver.11



令和 3 年 7 月 5 日現在

大野城市

目 次

★印がついているもの…新たに掲載したものの
 ◎印がついているもの…内容を修正したものの

1. 個人・世帯主への支援

支援	ページ
(1) 生活費等に関する支援 (貸付等を含む)	1
①自立相談支援 (生活困窮者自立支援事業)	1
②緊急小口資金貸付 (特例貸付)	1
③総合支援資金貸付 (特例貸付)	1
④高等教育修学支援新制度・貸与型奨学金	2
⑤水道料金・下水道使用料	2
⑥電気・ガス料金	2
⑦生活保護	2
⑧新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	3
★⑨生活困窮者自立支援金	3
(2) 住宅 (家賃) に関する支援	4
①住居確保給付金 (生活困窮者自立支援事業)	4
②市営住宅の家賃の減免及び徴収猶予	4
③県営住宅の家賃の減免及び徴収猶予	4
④県営住宅及び福岡県住宅供給公社賃貸住宅の一時提供	5
⑤住宅金融支援機構の住宅ローン (フラット 35) 返済方法変更	5
⑥住宅金融支援機構の団体信用生命保険特約料における払込期限の猶予措置	6
◎⑦UR賃貸住宅家賃等の分割支払	6
(3) 国民年金・国民健康保険等に関する支援	7
①国民年金等の支給	7
②国民年金保険料	7
③国民年金保険料の学生納付特例申請	7
◎④障害基礎年金、障害厚生年金等に係る障害状態確認届 (診断書) の提出期限の延長	7
◎⑤国民健康保険 傷病手当金	8
★⑥国民健康保険税の減免	8
⑦介護保険料の減免 (65 歳以上の人)	8
◎⑧後期高齢者医療保険料の減免	9
◎⑨後期高齢者医療 傷病手当金	9

支援	ページ
(4) 子育てに関する支援	10
①保育所保育料の日割	10
②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（企業で働く方向け）	10
③企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（個人で就業されている方向け）	10
④子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	11
★⑤子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）	11
⑥新生児子育て応援特別給付金【大野城市独自支援策】	12
★⑦大野城市子ども家庭総合支援拠点	12
★⑧大野城市子育て世代包括支援センター	12
(5) 各種相談先	13
● 暴力・差別・いじめに関する相談	13
①DV相談+（プラス）	13
②ちくし女性ホットライン	13
③差別、いじめ等で悩んでいる方	13
④生活環境の変化でストレスを抱えている方	14
⑤新型コロナウイルス感染症対策に携わる方	14
⑥新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生きることがつらいと感じている方	14
● 就業に関する相談	14
⑦新卒者内定取消等特別相談窓口（新卒者応援ハローワーク内）	14
⑧福岡県中高年就職支援センター	14
⑨高齢者の就業に関する相談（概ね60歳以上）	15
⑩障がいのある人の就業及びそれに伴う生活に関する相談	15
⑪子育て女性の就業に関する相談	15
⑫妊娠中の女性労働者の母性健康管理措置	15
⑬看護職員の無料職業紹介事業	16
⑭福祉の仕事に関する相談	16
⑮ひとり親家庭の親及び寡婦の就業に関する相談	16
● 子育てに関する相談	16
⑯児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」	16
⑰生活環境の変化等でストレスを抱えている方へ	16
⑱「24時間子供SOSダイヤル」	17

支援	ページ
⑱ 妊婦さんのための新型コロナウイルス感染症情報	17
● その他の相談	17
⑳ 消費生活に関する相談	17
21 大学・短大、高等専門学校等の学費等への支援	17
22 外国人の在留資格や生活全般に関する相談	17
23 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を悪用した詐欺についての相談	18

2. 事業者の皆さまへの支援

支援	ページ
(1) 融資制度	19
①各種融資制度に関すること	19
(2) 給付・補助・助成	20
①両立支援等助成金 育児休業等支援コース『新型コロナウイルス感染症対応特例』 (旧小学校休業等対応助成金)	20
◎②雇用調整助成金	20
③経営革新実行支援補助金	21
④中小企業生産性革命支援補助金(中小企業設備導入支援型)	21
⑤中小企業生産性革命支援補助金(小規模事業者販路開拓支援型)	21
⑥中小企業生産性革命支援補助金(テレワークツール導入支援型)	22
⑦中小企業・小規模事業者応援補助金(福岡県移動スーパー参入促進費補助金)	22
⑧中小企業・小規模事業者応援補助金	23
◎⑨【第6期】福岡県感染拡大防止協力金	23
◎⑩【第7期】福岡県感染拡大防止協力金	23
★⑪【第8期】福岡県感染拡大防止協力金	24
★⑫【第9期】福岡県感染拡大防止協力金	24
⑬新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	25
◎⑭月次支援金(国)	25
★⑮福岡県中小企業者等月次支援金	26
★⑯感染者等支援体制確保支援金【大野城市独自支援策】	26
★⑰家賃支援金【大野城市独自支援策】	27
★⑱テイクアウト支援金【大野城市独自支援策】	27
(3) 減免・支払猶予等	28
①労働保険料等納付猶予制度	28
②厚生年金保険料等の猶予制度	28
③工業技術センター依頼試験手数料・設備使用料全額免除	28
④中小企業技術・経営力評価書発行の無償化	29
(4) 各種相談先	29
①経営課題解決のための中小企業診断士等専門家派遣	29
②経営に関する相談窓口	29

支援	ページ
③新型コロナウイルス感染症対策に対応するテレワーク関連施策情報発信	29
④各労働者支援事務所 特別労働相談窓口	30
⑤新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口	30
⑥労働管理、労働に関する相談	30
⑦宿泊事業者向けの特別相談窓口	30
⑧旅行者等向け特別相談窓口	31
⑨農林漁業者対象の支援措置	31
⑩福岡県外国人材受入企業相談窓口	31

3. 税の猶予等

支援	ページ
①市税の納税	32
②県税の徴収猶予	32
③緊急事態宣言期間中に申告・納付等の期限を迎える県税の期限の延長	32
④個人事業税の申告納税の延長	32
⑤法人事業税の申告納税の延長	32
⑥宿泊税の申告納税の延長	32
⑦国税の納税	32

1. 個人・世帯主への支援

(1) 生活費等に関する支援（貸付等を含む）

①自立相談支援（生活困窮者自立支援事業）	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人
支援内容	生活困窮者に対する支援プランを作成し、自立相談支援を行います（直接の金銭支給なし）
問い合わせ先	大野城市福祉課 電話：092-580-1961 FAX：092-573-8083

②緊急小口資金貸付（特例貸付）	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
支援内容	貸付上限額：20万円以内 償還期限：2年以内 据置期間：1年以内 貸付利子：無利子 保証人：不要
問い合わせ先	大野城市社会福祉協議会 電話：092-572-7700

③総合支援資金貸付（特例貸付）	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
支援内容	・貸付上限額 ※貸付期間 原則3月以内 (2人以上)月20万円以内、(単身)月15万円以内 ・償還期限 10年以内 ・据置期間 1年以内 ・貸付利子：無利子 ・保証人：不要
問い合わせ先	大野城市社会福祉協議会 電話：092-572-7700

④高等教育修学支援新制度・貸与型奨学金	
対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生等への支援 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等の学生・生徒</p> <p>①高等教育修学支援新制度 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生</p> <p>②貸与型奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子奨学金：目安年収※～約 800 万円 ・有利子奨学金：目安年収※～約 1,100 万円 <p>(※目安年収は、4人世帯・私立大学生・自宅通学の場合)</p>
支援内容	<p>①高等教育修学支援新制度 授業料・入学金の免除または減額及び給付型奨学金の支給</p> <p>②貸与型奨学金 通常の第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子)と同額の貸与</p>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話：0570-666-301 (月～金曜日 午前9時～午後8時) ※土日祝日・年末年始を除く ・各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

⑤水道料金・下水道使用料	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金・下水道使用料の支払いが困難な人
支援内容	分割納付等の相談や支払猶予
問い合わせ先	大野城市料金施設課 電話：092-580-1923

⑥電気・ガス料金	
対象	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いが困難な人
支援内容	料金の未支払いによる供給停止の猶予、電気・ガス料金の支払猶予など
問い合わせ先	契約している電気・ガス事業者

⑦生活保護	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少のため、生活維持が困難な人
支援内容	必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します
問い合わせ先	大野城市生活支援課 電話：092-580-1994


⑧新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	
対象	令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの間に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者 ※大企業の非正規雇用労働者の取扱い等については、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」をご確認ください。
支援内容	当該労働者の申請により、休業前の1日当たりの平均賃金や休業実績により算定した金額を支給します
問い合わせ先	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 電話：0120-221-276 月～金曜日 午前8時30分～午後8時 土・日・祝日 午前8時30分～午後5時15分


⑨生活困窮者自立支援金	
対象	総合支援資金の再貸付を終了した・再貸付について不承認とされたため、緊急小口資金などの特例貸付を利用できない世帯 (収入要件・資産要件・求職活動要件があります)
支援内容	《支援内容》 支給額（月額）：単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円 支給期間：申請月から3か月間 申請期間：令和3年7月12日～令和3年11月30日
問い合わせ先	大野城市生活支援課 電話：092-580-1994 厚生労働省新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター（平日 午前9時～午後5時） 電話：0120-46-8030


(2) 住宅（家賃）に関する支援


①住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業)	
対象	離職者・廃業者や本人の責任ではない原因で仕事が減少したため、経済的に困窮し、住居喪失のおそれがある人 (収入要件・資産要件があります)
支援内容	支給額：収入に応じて調整された家賃相当額を支給します 支給期間：原則3か月（最大9か月まで延長可能） 支給方法：不動産管理業者等へ代理納付
問い合わせ先	大野城市福祉課 電話：092-580-1961 FAX：092-573-8083

②市営住宅の家賃の減免及び徴収猶予	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく収入が減少し、家賃の支払いが困難となった市営住宅に入居している人
支援内容	家賃の減免や徴収を猶予します
問い合わせ先	大野城市管財課 電話：092-580-1824

③県営住宅の家賃の減免及び徴収猶予	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した県営住宅に入居中の人（世帯収入が県の定める基準以下となった人）
支援内容	(1)家賃の減免 家賃の1/4～3/4を減額 (2)家賃の徴収猶予 入居者の事情に応じて実施します URL: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html 
問い合わせ先	福岡管理事務所 電話：092-713-1683 受付時間 午前8時30分～午後5時（土日祝、年末年始除く）

④県営住宅及び福岡県住宅供給公社賃貸住宅の一時提供	
対象	新型コロナウイルス感染症等の影響により、業績不振を理由に解雇等されたため、現に居住している住居から退去を余儀なくされる人
支援内容	<p>【県営住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供戸数：70戸 ・提供期間：最長2年（6か月ごとの更新） ・家賃：入居する住宅家賃の1/2 <p>【公社住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供戸数：18戸 ・提供期間：最長2年（6か月ごとの更新） ・家賃：入居する住宅家賃の1/2 <p>詳細はHP参照 URL： https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html</p> 
問い合わせ先	<p>【県営住宅】福岡管理事務所 092-713-1683</p> <p>【公社住宅】福岡管理事務所 092-781-8020</p> <p>受付時間 午前8時30分～午後5時（土日祝、年末年始除く）</p>

⑤住宅金融支援機構の住宅ローン（フラット35）返済方法変更	
対象	<p>（以下の3つの項目全てにあてはまる人）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経済事情や病気等の事情により返済が困難となっている人 2. 機構が定める収入基準のいずれかを満たす人 3. 返済方法の変更により、今後の返済を継続できる人
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・返済期間の延長（最長15年、完済時の年齢上限は80歳） ・現に失業中の人または収入が20%以上減少した人は、元金据置期間設定 ・その他、一定期間の返済額軽減、ボーナス返済の見直し等あり
問い合わせ先	<p>ご利用中の金融機関へお問合せください</p> <p>URL： https://www.jhf.go.jp/topics/topics_20200323_im.html</p> 

⑥住宅金融支援機構の団体信用生命保険特約料における払込期限の猶予措置	
対象	今回の感染症による影響で、 <ul style="list-style-type: none"> ・特約料の支払が一時的に困難になった人 ・実質的に失業状態になった人 ・事業、勤務先に影響があり収入が減少した人
支援内容	納付期日から起算して最長で6か月を経過する日の属する月の末日まで猶予可能
問い合わせ先	住宅金融支援機構お客さまコールセンター 団信専用ダイヤル 電話：0120-0860-78<通話無料> 048-615-3311<通話有料> 《受付時間》午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く） URL： https://www.jhf.go.jp/topics/topics_20200323_im.html 

⑦UR賃貸住宅家賃等の分割支払	
対象	新型コロナウイルスの感染拡大に起因する休業又は失業、経営状況の悪化等による収入が減少し、家賃等の支払いが一時的に困難であるとUR都市機構に対して申し出た人 《受付期間》令和2年4月28日(火)～令和3年7月31日(土)まで
支援内容	家賃等の分割支払い 《条件》 ①分割支払の期間は、申出月から起算して6か月以内 ②分割支払の計画は、電話での相談等を通じ、個別に決定 ③分割支払の決定は、申出書及び分割支払の計画等を記載した協議書の提出 ④以下の人は、分割支払中の遅延利息を免除できる場合があります <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関等の貸付・給付等を受けている人 ・売上が50%以上減少した事業者の人
問い合わせ先	UR都市機構 福岡住まいセンター 電話：092-433-8123 定休日：日祝・年末年始 受付時間：午前9時30分～午後5時30分

(3) 国民年金・国民健康保険等に関する支援

①国民年金等の支給	
対象	令和2年2月末日以降に提出期限がある届書の提出が必要な年金受給者の人【対象となる届書】生計維持確認届、障害状態確認届
支援内容	当面の間、年金及び年金生活者支援給付金の支払を差し止めません
問い合わせ先	大野城市国保年金課 電話：092-580-1848

②国民年金保険料	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）または休止の届け出を行っている人
支援内容	国民年金保険料の免除の要件や手続きを案内します
問い合わせ先	大野城市国保年金課 電話：092-580-1848

③国民年金保険料の学生納付特例申請	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、入学式の延期等の措置が講じられていることから、国民年金保険料学生納付特例申請書について、学生等であること又は学生等であったことを明らかにすることができる書類が発行遅延のため添付できない人
支援内容	学生証等が発行遅延により国民年金保険料学生納付特例申請書に添付できない場合でも窓口での受付が可能（後日、学生証等を取得次第、速やかに学生証の写し又は在学証明書（原本）提出の必要あり）
問い合わせ先	大野城市国保年金課 電話：092-580-1848

④障害基礎年金、障害厚生年金等に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長	
対象	障害基礎年金、障害厚生年金等の受給権者等
支援内容	障害状態確認届の提出期限については、日本年金機構ホームページで最新情報を確認してください。
問い合わせ先	大野城市国保年金課 電話：092-580-1848

⑤国民健康保険 傷病手当金	
対象	国民健康保険に加入し、給与収入がある被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる人
支援内容	<p>労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間の療養中の生活保障となる傷病手当金の支給。（就労を予定していた日が支給対象日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額：直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数（上限額は日額30,887円） ・適用：令和2年1月1日から令和3年12月31日までに感染などして、労務に服することができない期間（ただし入院が継続する場合などは最長1年6ヶ月まで） ・申請方法：傷病手当金支給申請書（世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用）の提出。
問い合わせ先	大野城市国保年金課 電話：092-580-1847

⑥国民健康保険税の減免	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、又は重篤な傷病を負った世帯 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、一定の条件に該当する人
支援内容	<p>令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税（令和3年4月1日～令和4年3月31日に納期が設定されているもの）の一部又は全部を免除します。</p> <p>※令和2年度分の保険税については、資格取得日より14日以内に入入手続きをされたものに限る。</p> <p>申請期限：令和4年3月24日（必着）</p>
問い合わせ先	大野城市国保年金課 電話：092-580-1846

⑦介護保険料の減免（65歳以上の人）	
対象	<ol style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った人 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、一定の条件に該当する人 <p>《申請期限》令和4年3月24日（木）まで</p>
支援内容	令和3年度介護保険料の一部または全部を免除
問い合わせ先	大野城市長寿支援課 電話：092-580-1860

⑧後期高齢者医療保険料の減免	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病（1か月以上の治療を有すると認められるなど）を負った世帯の人 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、一定の条件に該当する人 《申請期限》令和4年3月28日（月）まで
支援内容	令和3年度の後期高齢者医療保険料の一部または全部を免除
問い合わせ先	大野城市長寿支援課 電話：092-580-1860

⑨後期高齢者医療 傷病手当金	
対象	次のすべてを満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ①福岡県後期高齢者医療制度に加入している ②給与の支払を受けている ③新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができない（無症状の濃厚接触者や、自粛要請や事業主の指示で労務に服さなかった場合は対象外）
支援内容	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数に応じて傷病手当金を支給（適用は、令和3年9月30日まで）
問い合わせ先	大野城市長寿支援課 電話：092-580-1860

(4) 子育てに関する支援

①保育所保育料の日割	
対象	保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業所の保護者
支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響で、休園等となった場合、利用された日数に応じて、保育料を日割で算定
問い合わせ先	大野城市子育て支援課 電話：092-580-1864

②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（企業で働く方向け）	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ①民間企業等に勤めており ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない人で ③新型コロナウイルス感染症の影響で子どもの通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている場合
支援内容	小学校や保育園等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券（2,200円／枚）を支給します <ul style="list-style-type: none"> ・1日の上限枚数 5枚／人 ・1か月の上限枚数 120枚／家庭 ・年間の上限枚数 上限なし
問い合わせ先	勤めている会社等 詳細は全国保育サービス協会ホームページを参照 http://www.acsa.jp/



③企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（個人で就業されている方向け）	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ①個人で仕事をしており（自営業、フリーランスなど） ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない人で ③新型コロナウイルス感染症の影響で子どもの通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている場合
支援内容	小学校や保育園等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券（2,200円／枚）を支給します <ul style="list-style-type: none"> ・1日の上限枚数 5枚／人 ・1か月の上限枚数 120枚／家庭 ・年間の上限枚数 上限なし
問い合わせ先	勤めている会社等 詳細は全国保育サービス協会ホームページを参照 http://www.acsa.jp/



④子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金などの受給により、令和3年4月分の児童扶養手当が全額支給停止され、収入（または所得）が基準以下の人 ③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったひとり親の人
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ■①の人 児童1人につき5万円を、児童扶養手当の指定口座に支給（申請不要）。 ■②・③の人 児童1人につき5万円を、振込指定口座に支給（要申請）
問い合わせ先	大野城市子育て支援課 電話：092-580-1862 受付時間：（平日）午前8時30分～午後5時

⑤子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）	
対象	養育要件・所得要件の両方に当てはまる人 ■養育要件（①～③のいずれかに当てはまる人） <ul style="list-style-type: none"> ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者 ②令和3年5月～令和4年3月のいずれかの月の分の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格や増額（児童増）の認定を受けた人 ③上記のいずれにも該当せず、令和3年3月31日時点で18歳未満である児童を、養育する父母等（いずれか1人） ■所得要件（④・⑤のいずれかに当てはまる人） <ul style="list-style-type: none"> ④令和3年度住民税（均等割）が非課税である ⑤令和3年1月以降の収入が急変し、非課税相当となった
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ■養育要件①または②で、所得要件④に当てはまる人 児童1人につき5万円を、手当の指定口座に支給（申請不要 ※但し、公務員は申請が必要） ■上記以外の対象者 児童1人につき5万円を、振込指定口座に支給（要申請）
問い合わせ先	大野城市子育て支援課 電話：092-580-1862 受付時間：（平日）午前8時30分～午後5時


⑥新生児子育て応援特別給付金【大野城市独自支援策】	
対象	令和3年4月2日から令和4年3月31日までに出生し、出生を理由として大野城市住民基本台帳に記録された新生児
受給権者	新生児の出生日時時点で大野城市住民基本台帳に記録されている父または母
支援内容	対象要件を満たす新生児1人あたり10万円を支給
問い合わせ先	大野城市給付金対策室 電話：092-580-1917 受付時間：(平日) 午前8時30分～午後5時

⑦大野城市子ども家庭総合支援拠点	
対象	18歳までの子どもとその保護者、妊産婦
支援内容	大野城市では、18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦の様々な悩みや困りごと、児童虐待などに専門的な知識を持つ相談員が対応します。 新型コロナウイルス感染症によって子どもの監護ができないなどのお困りごとも受け付けます。 また、必要に応じて、関係機関と連携して支援を行います。
問い合わせ先	大野城市こども健康課こども家庭担当内 電話：092-585-2460 受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時

⑧大野城市子育て世代包括支援センター	
支援内容	大野城市では、妊娠期から、出産・就学前の子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩み、また、新型コロナウイルス感染症に起因する相談に対し、保健師等が応じます。
問い合わせ先	大野城市こども健康課母子保健担当内 電話：092-580-1978 受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時

(5) 各種相談先

●暴力・差別・いじめに関する相談

①DV相談+ (プラス)	
対象	配偶者などからの暴力 (DV) の被害者
支援内容	新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、生活不安やストレスから、DV等の増加・深刻化が懸念されていることから、緊急に相談窓口を開設し、DV相談体制を強化しています
問い合わせ先	電話：0120-279-889 ※以下のQRコードから、内閣府HP（委託業者：一般社団法人社会的包摂サポートセンター）においてSNSとメールで相談対応（10か国語） 

②ちくし女性ホットライン	
対象	配偶者や恋人、パートナーなどからの暴力 (DV) に悩んでいる人
支援内容	筑紫地区が共同で設置する「女性に対する暴力」などの悩みを解決するための電話相談です。女性が家庭や職場で抱える悩みについて女性相談員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。 外国語による相談も受け付けます。
問い合わせ先	電話：092-513-7335 月曜日・水曜日～金曜日 正午～午後7時 土曜日 午前10時～午後5時 （祝日、年末年始を除く） 緊急の場合は、110番または最寄りの警察署へ連絡してください。

③差別、いじめ等で悩んでいる方	
問い合わせ先	①福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 電話：092-643-3325 ②みんなの人権110番 電話：0570-003-110 ③子どもの人権110番 電話：0120-007-110 《①～③受付時間》平日 午前8時30分～午後5時15分 ふくおか人権ホットライン 電話092-724-2644 《受付時間》毎月第4金曜 午後3時～午後6時（相談は概ね30分間） 外国語人権相談ダイヤル 電話：0570-090-911 《受付時間》平日 午前9時～午後5時

④生活環境の変化でストレスを抱えている方	
問い合わせ先	対象 福岡県に住んでいる人（福岡市、北九州市を除く） 福岡県精神保健福祉センター 電話：092-582-7400 《受付時間》平日 午前9時～正午、午後1時～午後4時

⑤新型コロナウイルス感染症対策に携わる方	
問い合わせ先	対象 福岡県に住んでいる人（福岡市、北九州市を除く） 福岡県精神保健福祉センター 電話：092-582-7400 《受付時間》平日 午前9時～正午、午後1時～午後4時

⑥新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生きることがつらいと感じている方	
問い合わせ先	ふくおか自殺予防ホットライン 電話：092-592-0783 《受付時間》年中無休（24時間受付） 電話：0120-020-767（フリーダイヤル） 《受付時間》平日 午後4時～翌日9時 休日 午前9時～翌日9時

●就業に関する相談

⑦新卒者内定取消等特別相談窓口（新卒者応援ハローワーク内）	
内容	内定の取消しや入職時期の繰り下げにあった人の相談を、国の新卒応援ハローワーク内の新卒者内定取消等特別相談窓口で受け付けます また、そうした方々への再就職支援については、ハローワークのほか福岡県若者就職支援センターで行っています
問い合わせ先	新卒者内定取消等特別相談窓口 電話：092-714-1556 《受付時間》平日 午前10時00分～午後5時15分 福岡県若者就職支援センター 電話：092-720-8830 《受付時間》月～金 午前10時～午後6時 土・日・祝 午前10時～午後5時

⑧福岡県中高年就職支援センター	
問い合わせ先	電話：092-292-9250 《受付時間》月～金 午前9時30分～午後6時 （祝日、年末年始を除く） ハローワークや市町村等の県内17カ所で出前相談を実施 （出前相談：092-711-7760）

⑨高齢者の就業に関する相談（概ね 60 歳以上）	
問い合わせ先	70 歳現役応援センター 福岡オフィス 電話：092-437-2577 《受付時間》平日 午前 9 時 30 分～午後 6 時

⑩障がいのある人の就業及びそれに伴う生活に関する相談	
問い合わせ先	障がい者就業・生活支援センターちくし（春日市） 電話：092-592-7789 FAX：092-586-6689 《受付時間》平日 午前 9 時～午後 5 時

⑪子育て女性の就業に関する相談	
問い合わせ先	子育て女性就職支援センター 福岡 電話：092-725-4034 《受付時間》平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

⑫妊娠中の女性労働者の母性健康管理措置	
内容	<p>妊娠中の女性労働者が、母子保健法の保健指導又は健康診査に基づき、その作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講じるというものです</p> <p>適用期間：令和 2 年 5 月 7 日（木）～令和 4 年 1 月 31 日（月）</p> <p>※妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医からの指導がなくても請求できます（労働基準法）</p>
問い合わせ先	<p>詳細は、厚生労働省のホームページに掲載（以下のQRコード参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」 ● 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について ● 母性健康管理措置を講じてもらえない等の相談 厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部（室）




⑬看護職員の無料職業紹介事業	
問い合わせ先	看護師・准看護師の資格をお持ちで看護の現場での復職が可能な人 福岡県ナースセンター 福岡サテライト 電話：092-407-8709

⑭福祉の仕事に関する相談	
問い合わせ先	福岡県福祉人材センター 電話：092-584-3310 《受付時間》火～日曜日・祝日 午前9時～午後5時（月曜休館日）

⑮ひとり親家庭の親及び寡婦の就業に関する相談	
問い合わせ先	ひとり親サポートセンター 春日センター 電話：092-584-3931 《受付時間》月～金曜日 午前9時～午後5時 土曜、第1・3日曜 午前9時～午後4時 ※時間外相談は予約制にて受付 ※祝日、年末年始を除く

●子育てに関する相談

⑯児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」	
対象	保護者などからの虐待（疑いを含む）に悩んでいる子ども 子育てに関する悩みを持つ保護者 周りに虐待（疑いを含む）が疑われる子どもを発見した方
支援内容	「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけると、お近くの児童相談所につながり、直接相談できます。 相談などは、匿名で行うこともでき、相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
問い合わせ先	電話：189（いちはやく） ※24時間対応、通話料無料

⑰生活環境の変化等でストレスを抱えている方へ	
対象	新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化等でストレスを抱えている方
支援内容	子どもとの関わりについての具体的な工夫のポイントや、児童虐待・DVに関する相談窓口等の情報をまとめています。
問い合わせ先	厚生労働省HPに掲載（以下のQRコード参照） 

⑱「24時間子供SOSダイヤル」	
対象	いじめやその他、子供のSOS全般に悩む子供や保護者等
支援内容	24時間子供SOSダイヤル「0120-0-78310（なやみ言（い）おう）」にかけると、お近くの教育委員会の相談機関につながり、直接相談できます。
問い合わせ先	電話：0120-0-78310（なやみ言（い）おう） ※フリーダイヤルのため、IP電話（「050」から始まる11ケタの電話番号、ひかり電話などの「OAB-J型」、電話番号不要型（LINE・スカイプ・Facebookメッセージなど）からは接続できません。

⑲妊婦さんのための新型コロナウイルス感染症情報	
問い合わせ先	にんしんSOSふくおか 電話：092-642-0110 《受付時間》午前9時00分～午後5時30分

●その他の相談

⑳消費生活に関する相談	
内容	県民の皆様からの消費生活に関する苦情相談を受けて、その解決に向けた助言や情報提供などを行っています
問い合わせ先	福岡県消費生活センター相談専用電話 電話：092-632-0999 《受付時間》月～金 午前9時～午後4時30分 日 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

21 大学・短大、高等専門学校等の学費等への支援	
問い合わせ先	日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話：0570-666-301

22 外国人の在留資格や生活全般に関する相談	
問い合わせ先	福岡県外国人相談センター 電話：0120-279-906 メール：fukuoka-maic@kokusaihiroba.or.jp 《受付時間》午前10時～午後7時 《対応言語》英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ポルトガル語、フランス語、クメール語、モンゴル語、ロシア語、マレー語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語、日本語

23 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を悪用した詐欺についての相談

問い合わせ先	国民生活センター 新型コロナワクチン詐欺消費者ホットライン 電話：0120-797-188 福岡県消費生活センター相談専用電話 電話：092-632-0999
--------	--

2. 事業者の皆さまへの支援

(1) 融資制度

①各種融資制度に関すること	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業者の人
支援内容	信用保証制度・融資制度 ※詳細は別表参照
問い合わせ先	日本政策金融公庫融資制度 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505 福岡県中小企業融資制度 福岡県経営相談窓口 電話：0120-567-179 大野城市中小企業災害融資制度 大野城市商工会 電話：092-581-3412 ※セーフティネットや危機関連保証の認定については、 大野城市ふるさとにぎわい課 電話：092-580-1895

(2) 給付・補助・助成

①両立支援等助成金 育児休業等支援コース『新型コロナウイルス感染症対応特例』 (旧小学校休業等対応助成金)	
対象	新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に 通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基 準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主
支援内容	助成金を支給します 《助成内容》 1人あたり5万円。1事業主につき10人まで（上限50万円） 《申請期間》 ○令和3年4月1日～令和3年6月30日までの特別有給休暇取得 ⇒令和3年4月1日～令和3年8月31日まで ○令和3年7月1日～令和3年9月30日までの特別有給休暇取得 ⇒令和3年7月1日～令和3年11月30日まで ○令和3年10月1日～令和3年12月31日までの特別有給休暇取得 ⇒令和3年10月1日～令和4年2月28日まで ○令和4年1月1日～令和4年3月31日までの特別有給休暇取得 ⇒令和4年1月1日～令和4年5月31日まで
問い合わせ先	学校等休業助成金・支援金コールセンター 電話：0120-60-3999 《受付時間》午前9時～午後9時（土日祝含）

②雇用調整助成金	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
支援内容	令和3年7月31日まで特例措置対象期間とし、要件緩和、助成率拡大等 を実施
問い合わせ先	福岡労働局 助成金センター 電話：092-402-0537

③経営革新実行支援補助金	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県内の中小企業・個人事業主 経営革新計画の承認（変更・申請中を含む）を受け、かつ、令和2年度に『福岡県新型コロナウイルス感染症緊急対策中小企業経営革新実行補助金』の交付を受けていない 直近数ヶ月の売上が前年または前々年同期比で15%減少 対象経費：謝金、旅費、会場借料、広報料、材料・消耗品費、機器賃借料、機器購入費、委託費、その他知事が必要と認める経費
支援内容	飲食店が行うデリバリーやテイクアウトの導入など、経営革新計画を策定し、新たな取組みにチャレンジする中小企業を支援 補助額：上限50万円 申請受付開始：詳細は福岡県ホームページをご覧ください 申請先：株式会社ACR 福岡県経営革新計画形式審査業務 事務局
問い合わせ先	○経営革新計画について <ul style="list-style-type: none"> 大野城市商工会：092-581-3412 福岡中小企業振興事務所：092-662-1040 福岡県商工部新事業支援課：092-643-3449 ○実行支援補助金について （公財）福岡県中小企業振興センター補助金事務局 電話：092-612-5003 《受付時間》午前9時～午後5時（平日のみ）

④中小企業生産性革命支援補助金（中小企業設備導入支援型）	
対象	国のものづくり補助金「特別枠または低感染リスク型ビジネス枠」に採択された県内の中小企業事業者等であって、直近数ヶ月の売高等が前年または前々年同期比で15%以上減少した事業者
支援内容	補助額：上限125万円
問い合わせ先	福岡県中小企業団体中央会 電話：092-622-8486

⑤中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）	
対象	国の小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）の「コロナ特別対応型」に採択された県内の小規模事業者等であって、売高等が前年同月比15%以上減少した事業者
支援内容	補助額：上限12万5,000円 補助率：国補助金の補助対象経費として認められた経費の1/12 《申請期間》令和3年4月1日～令和4年1月28日まで
問い合わせ先	福岡県 中小企業振興課経営支援係 電話：092-643-3425

⑥中小企業生産性革命支援補助金（テレワークツール導入支援型）	
対象	<p>以下全てを満たす事業者</p> <p>①『IT導入補助金 2020』または『IT導入補助金 2021』に採択され、金額の確定を受けていること。</p> <p>②下記のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『IT導入補助金 2020』の「C類型-2」で採択され、「丙要件」を満たしている ・『IT導入補助金 2021』の「C-1 類型またはC-2 類型」で採択されている ・『IT導入補助金 2021』の「D 類型」で採択されている <p>③売上高等が前年または前々年同期比 15%以上減少していること。</p>
支援内容	<p>補助額：上限 56 万 2,500 円</p> <p>《申請期間》令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 1 月 1 8 日まで</p>
問い合わせ先	福岡県 中小企業振興課経営支援係 電話：092-643-3425

⑦中小企業・小規模事業者応援補助金（福岡県移動スーパー参入促進費補助金）	
対象	中小企業者（地元スーパー、移動販売事業者）
支援内容	<p>日常の買い物が不便な地域において、「移動スーパー」に取り組もうとする事業者に対し、事業参入に必要な経費の一部を補助します</p> <p>（1）直営型：地元スーパーが自社で車両購入、自社商品を移動販売</p> <p>（2）連携型：移動販売事業者が車両購入し、地元スーパーの商品を引き受け移動販売</p> <p>補助率：1/3以内</p> <p>補助額：150 万円以内</p> <p>※ただし、売上高が前年同月比 15%以上減少している場合は、補助率：5/12 以内</p> <p>補助額：187.5 万円以内、になります。</p> <p>※市町村から補助を受けることが条件で、市町村からの補助額に 37.5 万円を加えた額を超えない範囲での補助となります</p> <p>※ただし、予算額に達した場合は、その時点で受付終了となります</p>
問い合わせ先	<p>福岡県ホームページをご確認ください</p> <p>福岡県商工政策課 予算・重点班 電話：092-643-3415</p>

⑧中小企業・小規模事業者応援補助金	
対象	特に厳しい状況にある事業者
支援内容	既存の補助金について、特に厳しい状況にある事業者を対象に、県の補助金を上乗せし、事業者の皆様の自己負担を軽減します
問い合わせ先	福岡県ホームページをご確認ください 福岡県商工政策課 予算・重点班 電話：092-643-3415

⑨【第6期】福岡県感染拡大防止協力金	
対象	令和3年5月6日～令和3年5月11日までの全ての期間に、営業時間短縮（①営業時間が午前5時～午後9時の間、②酒類提供時間を午前11時～午後8時まで）を行った飲食店、喫茶店等を運営する事業者。 ※元の営業時間が午前5時～午後9時までの間である施設（店舗）は対象外。
支援内容	（売上高等に応じた）1日当たり給付額×6日間 ※詳しくは福岡県HP参照 《申請期間》令和3年5月20日～令和3年7月20日まで
問い合わせ先	福岡県感染拡大防止協力金コールセンター 電話：0120-567-918 《受付時間》午前9時～午後5時（土日祝含）

⑩【第7期】福岡県感染拡大防止協力金	
対象	令和3年5月12日～令和3年5月31日までの全ての期間に、 ①酒類・カラオケ設備の提供取りやめ ②休業もしくは営業時間短縮（午前5時～午後8時までの間） のどちらも行った飲食店、喫茶店等を運営する事業者。 ※元の営業時間が午前5時～午後8時までの間である施設（店舗）は対象外。 ※詳しくは福岡県HP参照
支援内容	中小企業：売上高に応じて1日4万円～10万円 大企業（中小企業も選択可）：売上高減少額に応じて1日最大20万円 《申請期間》令和3年6月1日～令和3年7月20日まで
問い合わせ先	福岡県感染拡大防止協力金コールセンター 電話：0120-567-918 《受付時間》午前9時～午後5時（土日祝含）

⑪【第8期】福岡県感染拡大防止協力金	
対象	<p>令和3年6月1日～6月20日までの全ての期間に、</p> <p>①休業（酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等）</p> <p>②午前5時～午後8時までの時短営業（酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等）</p> <p>を行った事業者</p> <p>※元の営業時間が午前5時～午後8時までの間である施設（店舗）は対象外</p>
支援内容	<p>A：（売上高等に応じた）1日当たり給付額×20日間</p> <p>B：家賃月額×2/3（上限20万円）</p> <p>※詳しくは福岡県HP参照</p> <p>《申請期間》令和3年6月21日～令和3年7月20日まで</p>
問い合わせ先	<p>福岡県感染拡大防止協力金コールセンター 電話：0120-567-918</p> <p>《受付時間》午前9時～午後5時（土日祝含）</p>

⑫【第9期】福岡県感染拡大防止協力金	
対象	<p>令和3年6月21日～7月11日までの全ての期間に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（①営業時間を午前5時～午後9時までの間、②酒類提供時間を午前11時～午後8時まで） ・酒類の提供は4人以下のグループに限ること ・カラオケ設備の利用自粛 <p>を行った飲食店、喫茶店等を運営する事業者</p> <p>※元の営業時間が午前5時～午後9時までの間である施設（店舗）は対象外</p>
支援内容	<p>（売上高等に応じた）1日当たり給付額×21日間</p> <p>※詳しくは福岡県HP参照</p> <p>《申請期間》令和3年7月12日～令和3年8月11日まで</p>
問い合わせ先	<p>福岡県感染拡大防止協力金コールセンター 電話：0120-567-918</p> <p>《受付時間》午前9時～午後5時（土日祝含）</p>

⑬新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	
対象	<p>①～④の全ての条件を満たす事業主が対象です。</p> <p>令和3年4月1日～令和4年1月31日までの間に</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、</p> <p>②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、</p> <p>③当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主</p> <p>④ただし、この助成金の申請までに、対象となる事業場において令和2年度の「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」や令和2年度の「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」を受給していないこと。</p> <p>※雇用保険被保険者でない方も対象です。</p>
支援内容	<p>《助成内容》</p> <p>1事業場につき1回限り15万円</p> <p>《申請期間》</p> <p>対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで</p> <p>※事業場単位ごとの申請です。</p>
問い合わせ先	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 電話：092-411-4717

⑭月次支援金（国）	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること ・2021年の月間売上が2019年または2020年の同月比50%以上減少した事業者
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・給付額：2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上 法人：上限20万円／月 個人事業者：上限10万円／月 《申請期間》 4・5月分：令和3年6月16日～令和3年8月15日 6月分：令和3年7月1日～令和3年8月31日 7月分：令和3年8月1日～令和3年9月30日 ※給付対象等については『月次支援金』HP参照
問い合わせ先	月次支援金事務局 相談窓口 電話：【申請者専用】0120-211-240 《受付時間》午前8時30分～午後7時（土日祝含）

⑮福岡県中小企業者等月次支援金	
対象	<p>(1) 下記のすべてを満たす中小法人・個人事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店と直接、間接の取引がある ・2021年5、6、7月の月間事業収入が2019（又は2020）年の同月比で30%～49%減少している ・2021年5、6、7月の月間事業収入が2019年と2020年の同月比でいずれも50%以上減少していない <p>(2) 下記のすべてを満たす酒類販売事業者（中小事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類の提供を停止する飲食店と直接、間接の取引がある ・2021年5、6月の事業収入にかかる『月次支援金（国）』の給付対象となっており、2019（又は2020）年の同月比で <ul style="list-style-type: none"> A. 50%～69%減少していること、又は B. 70%以上減少していること <p>上記（1）、（2）いずれも緊急事態措置等実施地域の飲食店に限る</p>
支援内容	<p>《給付額》</p> <p>(1) 法人：上限10万円／月 個人事業者：上限5万円／月</p> <p>(2) A. 法人：上限20万円／月 個人事業者：上限10万円／月 B. 法人：上限40万円／月 個人事業者：上限20万円／月</p> <p>《申請期間》令和3年6月18日～令和3年8月31日まで</p>
問い合わせ先	<p>福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター 電話：0120-876-866（平日9時～17時）</p>

⑯感染者等支援体制確保支援金【大野城市独自支援策】	
対象	<p>次のいずれかに当てはまる人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設や障がい者施設の入所者が感染し、入院が決まるまでの間等に、施設内で介護を行った施設の従事者 ・在宅の要介護の高齢者や障がい者が感染者または濃厚接触者となり、その自宅を訪問し介護を行った事業所の従事者
支援内容	<p>感染者など1人につき、従事者1人あたり3万円を支給します（事業所を通じて従事者へ支給）</p> <p>《申請期間》令和3年6月17日から令和4年3月31日まで</p>
問い合わせ先	<p>《高齢者関連》 大野城市長寿支援課 電話：092-580-1916 《障がい者関連》 大野城市福祉課 電話：092-580-1852</p>

⑰家賃支援金【大野城市独自支援策】	
対象	『福岡県感染拡大防止協力金【第7期】・【第8期】』の給付対象者
支援内容	『福岡県感染拡大防止協力金【第7期】・【第8期】』で対象となった市内店舗等の支払賃料に対し、最大10万円を給付。 《給付額》(ひと月当たり) 月額支払賃料×2/15 《申請期間》令和3年6月17日～令和3年9月30日まで
問い合わせ先	大野城市給付金対策室 電話：092-580-1917

⑱テイクアウト支援金【大野城市独自支援策】	
対象	下記のすべてを満たす飲食店事業者が対象 ・市内に店舗を有し、令和2年4月7日～令和3年12月28日までの期間にテイクアウトを実施している ・イートインスペースを有し、市商工会が運営する『テイクアウト大野城』に登録している
支援内容	《給付額》10万円 《申請期間》令和3年6月17日～令和3年12月28日まで
問い合わせ先	大野城市給付金対策室 電話：092-580-1917

(3) 減免・支払猶予等

①労働保険料等納付猶予制度	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料等を納付することが困難となった事業主
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予期間中の延滞金の免除 ・ 財産の差押えや換価（売却）の猶予
問い合わせ先	福岡労働局 労働保険徴収課 電話：092-434-9831

②厚生年金保険料等の猶予制度	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所の経営状況等に影響を受けた、又は事業所の財産に相当な損失を受けた事業主
支援内容	換価の猶予・納付の猶予
問い合わせ先	南福岡年金事務所 電話：092-552-6112

③工業技術センター依頼試験手数料・設備使用料全額免除	
対象	<p>対象：県内に本社または主たる事業所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者</p> <p>要件：新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれること</p> <p>※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等は別途要件があります</p>
支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動に影響を受ける県内中小企業者を対象に依頼試験手数料・設備機器使用料の減免（100%）を実施します</p> <p>減免対象： 福岡県工業技術センター（化学繊維研究所・生物食品研究所・インテリア研究所・機械電子研究所）への依頼試験手数料、設備機器使用料</p> <p>減免率：100%（無料）</p> <p>減免期間：令和2年5月1日～令和3年3月31日</p> <p>・詳細については、福岡県工業技術センターのホームページをご参照ください http://www.fitc.pref.fukuoka.jp/</p>
問い合わせ先	工業技術センター情報交流課 電話：092-925-5977

④中小企業技術・経営力評価書発行の無償化	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県内の中小企業・個人事業主 ・直近数ヶ月の売上が前年同期比で15%以上減少
支援内容	<p>企業の強み・弱み（技術力・ノウハウなど）について、専門家が客観的に分析・評価するとともに、将来的な経営方針をアドバイスし、企業の事業継続・V字回復を支援</p> <p>企業負担額：標準型 73,000円→0円 シンプル型 37,000円→0円</p> <p>申請受付：令和2年5月7日（木）開始 申請先：福岡県ベンチャービジネス支援協議会</p>
問い合わせ先	<p>新事業支援課新分野推進係 電話：092-643-3449 福岡県ベンチャービジネス支援協議会 電話：092-710-5991</p>

（４）各種相談先

①経営課題解決のための中小企業診断士等専門家派遣	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同月比15%減少した中小企業・小規模事業者
内容	<p>経営問題を抱えている事業者に、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等専門家を派遣し、経営診断、融資制度や助成金の紹介等きめ細やかなアドバイスをを行うことで、事業継続を支援します</p> <p>費用：無料 受付開始：令和2年5月2日（土）開始</p>
問い合わせ先	<p>福岡県中小企業振興課経営支援係 電話：092-643-3425 福岡県中小企業振興センター企画調整課：092-622-5432</p>

②経営に関する相談窓口	
対象	中小企業、小規模事業者
問い合わせ先	フリーダイヤル経営相談窓口（福岡県） 電話：0120-567-179

③新型コロナウイルス感染症対策に対応するテレワーク関連施策情報発信	
支援内容	厚生労働省、総務省、経済産業省及び国土交通省では、テレワークの導入推進に向け、新型コロナウイルス感染症対策に対応する関係施策や、情報通信関連企業が実施している支援活動に係る情報を集約し、発信を行っています
問い合わせ先	テレワーク相談センター（厚生労働省事業） 電話：0120-91-6479

④各労働者支援事務所 特別労働相談窓口	
内容	午前8時30分～午後5時15分（水曜日のみ午後8時まで）
問い合わせ先	福岡地区 電話：092-735-6149

⑤新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口	
内容	午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）
問い合わせ先	国（福岡労働局）電話：092-411-4764／092-761-5600

⑥労働管理、労働に関する相談	
内容	<p>労働者も経営者もどなたでも電話相談できます</p> <p>《相談可能日・時間》</p> <p>火・木曜日 正午～午後6時</p> <p>※祝日にあたる場合は休み</p> <p>第1土曜日・第3日曜日 午前10時～午後4時</p> <p>※祝日にあたる場合は翌週に振替</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談は無料です ・電話相談のみ
問い合わせ先	県社会保健労務士会 電話：092-414-4864

⑦宿泊事業者向けの特別相談窓口	
内容	<p>サポート内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊事業者等からの相談・要望対応 ・宿泊事業者等が活用可能な支援策の紹介 ・中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等に、経済産業局や都道府県労働局の窓口を案内
問い合わせ先	<p>窓口設置場所：九州運輸局観光部観光企画課</p> <p>電話：092-472-2330</p>

⑧旅行業者等向け特別相談窓口

内容	<p>サポート内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者からの相談や要望対応 ・旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者が活用可能な支援策の紹介 ・中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者に、経済産業局や都道府県労働局の窓口を案内
問い合わせ先	<p>窓口設置場所：九州運輸局観光部観光企画課 電話：092-472-2330</p>

⑨農林漁業者対象の支援措置

問い合わせ先	<p>福岡県ホームページ （「農林漁業者の相談窓口と支援制度について」をご確認ください）</p>
--------	--

⑩福岡県外国人材受入企業相談窓口

問い合わせ先	<p>電話：0120-86-2905 メール：soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp 《受付時間》午前10時～午後5時（祝日を除く）</p>
--------	--

3. 税の猶予等

①市税の納税	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・災害又は盗難を受けた人 ・ご本人又はご家族が病気にかかり、又は負傷した人 ・事業を廃止し、又は休止した人 ・事業に著しい損失を受けた人
支援内容	申請に基づき審査し、徴収等を猶予します <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間は、原則1年間 ・猶予期間中の延滞金が軽減又は免除 ・財産の差押さえや売却が猶予
問い合わせ先	大野城市 収納課 電話：092-580-1973/092-580-1974/092-580-1975

②県税の徴収猶予	
問い合わせ先	筑紫県税事務所 電話：092-513-5578

③緊急事態宣言期間中に申告・納付等の期限を迎える県税の期限の延長	
問い合わせ先	筑紫県税事務所 電話：092-513-5573

④個人事業税の申告納税の延長	
問い合わせ先	福岡県 税務課直税第一係 電話：092-643-3064

⑤法人事業税の申告納税の延長	
問い合わせ先	福岡県 税務課直税第一係 電話：092-643-3064

⑥宿泊税の申告納税の延長	
問い合わせ先	福岡県 税務課間税係 電話：092-643-3065

⑦国税の納税	
問い合わせ先	国税庁 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm 国税局猶予相談センター（福岡国税局管轄内） 電話：0120-782-538

新型コロナウイルス感染症 支援ガイドブック(Ver.11)

作成日:令和3年7月5日

事務局:大野城市 総務部 給付金対策室

電話:092-580-1917

FAX:092-573-7791

新型コロナウイルス感染症に関する融資制度一覧

日本政策金融公庫融資制度（申込場所は、日本政策金融公庫）

R3.7.1現在

制度名	売上減少要件	減少要件認定権者	融資限度額	融資期間（据置期間）	融資利率（年利）	保証料率	対象業種
新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上高 前年又は前々年 同期比 5%以上減少など	公庫	国民生活事業 8,000万円 (別枠)	設備資金 20年以内 (5年以内)	当初3年間（※1） 基準利率（7/1時点） 1.26~1.75%-0.9% 3年経過後は基準利率 ※6,000万円を超える部分は基準利率	なし	中小企業 小規模事業者
			中小企業事業 6億円 (別枠)	運転資金 15年以内 (5年以内)	当初3年間（※2） 基準利率（7/1時点） 1.11~1.40%-0.9% 3年経過後は基準利率 ※3億円を超える部分は基準利率		
8,000万円 (別枠)			設備資金 20年以内 (5年以内) 運転資金 15年以内 (5年以内) (※3)	当初3年間（※4） 基準利率（7/1時点） 1.26~1.75%-0.9% 3年経過後は基準利率 ※6,000万円を超える部分は基準利率	生活衛生関係 事業者		
通常の融資額 + 別枠1,000万円			設備資金 10年以内 (4年以内) (別枠の1,000万円以 内) 運転資金 7年以内 (3年以内) (別枠の1,000万円以 内)	当初3年間 特別利率F（7/1時点） 1.21%-0.9% (別枠の1,000万円以内) 3年経過後は特別利率F (※5)	小規模事業者の商工会 員		
旅館業 別枠3,000万円 飲食店 喫茶店営業 別枠1,000万円			7年以内 (2年以内)	基準利率 2.06~2.55%（7/1時点） (※6)	旅館業 飲食店業 喫茶店営業		
通常の融資額 + 別枠1,000万円			設備資金 10年以内 (4年以内) (別枠の1,000万円以 内) 運転資金 7年以内 (3年以内) (別枠の1,000万円以 内)	当初3年間 特別利率F（7/1時点） 1.21%-0.9% (別枠の1,000万円以内) 3年経過後は特別利率F (※7)	生活衛生関係の 小規模事業者（※8）		
経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	売上高 前年又は前々年 同期比 5%以上減少など	公庫	国民生活事業 4,800万円	設備資金 15年以内 (3年以内)	基準利率 2.06~2.55%（7/1時点）	なし	中小企業 小規模事業者
			中小企業事業 7.2億円	運転資金 8年以内 (3年以内)	基準利率 1.11~1.40%（7/1時点） (※9)		

※1：一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。
 ※2：一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。
 ※3：組合員以外の方の運転資金は、既存融資（生活衛生貸付）のお借換を含む場合のみのお取扱いとなります。
 ※4：一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。
 ※5：一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。
 ※6：ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員については-0.9%。
 ※7：一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。
 ※8：常時使用する従業員数5人（旅館業及び興行場営業は20人）以下の会社又は個人
 ※9：長期運転資金に限り、上限3%
 ※その他：各制度の融資利率は、融資期間、担保の有無などにより異なる利率が適用されます。詳細は、日本政策金融公庫へご確認ください。

福岡県中小企業融資制度（申込場所は、商工会議所、商工会、指定金融機関）

制度名	売上減少要件	減少要件認定権者	融資限度額	融資期間（据置期間）	融資利率	保証料率	対象業種
緊急経済対策資金	「危機関連保証」対象事業者 ・売上高前年同期比15%以上減少	大野城市	1億円 (※1)	10年以内 (2年以内)	1.3%	0% (※2)	全業種
	SN4号対象事業者 ・売上高前年同期比20%以上減少						
	SN5号対象事業者 ・売上高前年同期比5%以上減少		1億円			0.70%	

※1：既存限度額と別枠 ※2：県が0.8%を全額負担

大野城市中小企業災害融資制度（申込場所は、大野城市商工会）

制度名	売上減少要件	減少要件認定権者	融資限度額	融資期間（据置期間）	融資利率	保証料率	対象業種
緊急経済対策融資	売上高前年同期比5%以上減少	商工会	1,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	1.3% (※1)	別途 (※2)	中小企業者 (※3)

※1、※2：別途補助制度あり ※3：市内で1年以上事業を営む中小企業者（ほか要件は規則参照）